



インフォメーション INFORMATION

県ホームページ
<http://www.pref.gunma.jp/>

問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします

問は問い合わせ先、**申**は申込先、**相**は相談先、**HP**はホームページです

*印の施設では、障害者手帳などをお持ちの方とその介護者(1人)は無料です。証明できるものをお持ちください

子どもの虐待をなくしましょう

～児童虐待防止のための オレンジリボンキャンペーン～

11月は児童虐待防止推進月間です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童福祉法により、児童相談所または市町村に通告することが求められています。あなたの通告が子どもや保護者の支援につながります。

通告先

- ・児童相談所全国共通ダイヤル(☎局番なし189)
- ・こどもホットライン24(フリーダイヤル0120-783-884 携帯電話の場合☎027-263-1100 24時間受け付け)

その他

児童虐待防止をテーマにしたパネルを展示します

- ・期間 11月14日(水)まで
- ・時間 午前9時～午後10時
- ・会場 県庁(前橋市大手町)

問 県庁児童福祉課(☎027-226-2628 ☎027-223-6526)



伊香保リンクをご利用ください

日本最多のリンク数を誇る伊香保リンクが全面オープンしました。初心者から競技者まで幅広く利用できる本格的なリンクをお楽しみください。

期間

- ・屋内リンク 31年3月31日(日)まで
- ・屋外リンク 2月28日(木)まで

時間

午前9時～午後9時(5時～9時は競技者利用だけ)

所在地

渋川市伊香保町

使用料

一般=1,130円、高校生以下=610円

※靴の貸し出しは別途310円がかかります

その他

12月29日(土)に「伊香保リンクまつり」を開催します。詳しくは、

渋川市スポーツ課(☎0279-22-2241 ☎0279-24-6541)へお問い合わせください

問 伊香保リンク(☎0279-72-3144 ☎0279-72-3686 ホームページ<http://www.gunma-sports.or.jp/>)



県議会「第3回後期定例会」

11月27日(火)に開会し、本会議と委員会は、どなたでも簡単な手続きで傍聴できます。

日程・議事予定

日程	議事予定	日程	議事予定
11月	27日(火) 本会議(後期開会・提案説明)	12月	7日(金) 常任委員会
	30日(金) 本会議(質疑および一般質問)		10日(月) 常任委員会
12月	3日(月) 本会議(質疑および一般質問)	12日(水) 特別委員会	
	5日(水) 本会議(質疑および一般質問)	17日(月) 本会議(委員長報告・議決・閉会)	

開会時刻 午前10時(予定) **費用** 無料

申し込み方法 当日、直接会場にお越しください **その他** 本会議は、県議会ホームページ(<http://www.gunma-pref.stream.jfit.co.jp/>)でご覧になれます。また質疑および一般質問は、群馬テレビでも生中継します

問 県議会事務局政策広報課(☎027-897-2892 ☎027-243-4211)

女性管理職登用促進セミナー

女性の力を活かして“男女ともに活躍する組織”を作るマネジメントについて学ぶセミナーを開催します。

期日 11月26日(月) **時間** 午後1時30分～3時30分

会場 前橋市総合福祉会館(前橋市日吉町)

演題 女性を活かして、組織を伸ばす秘訣

講師 山本幸美(プライド代表取締役社長)

対象 県内企業の経営者、管理職、人事労務担当者

定員 50人(先着順) **費用** 無料

申込期限 11月21日(水)

申し込み方法 電話。参加者の氏名・勤務先所在地・役職・電話番号をお知らせください

問 前橋市産業政策課(☎027-898-6985 ☎027-224-1188)



「ぐんま緑の県民税」の課税期間を5年間延長します

森林は、豊かな水を育み、災害を防止するなど、私たちの安全・安心な暮らしを支え、多くの恵みをもたらす県民共有の財産です。

県では、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、荒廃した森林の整備などを進めてきましたが、引き続き取り組んでいく必要があるため、課税期間を延長することとしました。

「ぐんま緑の県民税」の使い道 森林を整備し、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図る「水源地域等の森林整備」、森林の大切さなどへの理解を図る「森林ボランティア活動・森林環境教育の推進」、地域の実情に合った取り組みを行うための「市町村提案型事業」など

課税の方法 個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします

対象

- ・個人 県内に住所がある人、事務所または家屋敷などを持っている人(前年の所得金額が基準を下回るなど、一定の条件を満たす人は非課税)
- ・法人 県内に事務所・事業所または寮などを持っている法人など

年間の納税額(率)

- ・個人 年間700円
- ・法人 資本金等の額により年間1,400円～5万6千円(県民税均等割の税額の7%相当額)

納税の方法

・個人 個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます(個人の県民税は、市町村から県へ払い込まれます)

・法人 法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます

課税の延長期間

5年間

その他 有識者などで構成する「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」を開催し、事業内容の検討・実績評価・効果検証などを行います

問

・税の使い道など森林保全に関すること
県庁林政課(☎027-226-3278 ☎027-223-0154)

・税の仕組みに関すること
県庁税務課(☎027-226-3771 ☎027-221-8096)

